

令和3年9月24日

生徒の皆さん・保護者の皆様

福島県立安積高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（お知らせ）

生徒の皆さん・保護者の皆様におかれましては、日頃より、新型コロナウイルス感染症予防対策について、ご理解ご協力をいただきまして感謝申し上げます。

標題の件につきまして、県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、いわき市においては「まん延防止等重点措置」を継続するとともに、福島市及び郡山市については令和3年9月23日（木）をもって同措置を解除し、本日9月24日（金）から感染拡大防止のための基本対策がとられることとなりました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を県北地区及び県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）については、令和3年9月24日（金）から“レベル2”へ移行するとともに、同年10月3日（日）までは移行期間とし、その上で10月4日（月）からは“レベル1”へ移行することとなりました。

県内の感染状況は改善傾向にはありますが、未だ流動的な状態であることから、感染症対策を遺漏なく実施し、下記のとおり対応することといたしますので、よろしく願いいたします。

なお、今後、感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

記

1 県北地区及び県南地区（郡山市、須賀川市、鏡石町及び三春町のみ）の県立学校について

(1) 移行期間〈レベル2〉 **令和3年9月24日（金）から同年10月3日（日）までの対応**について

- ① 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、徐々に実施する。
- ② 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止する。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
- ③ 練習試合や合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで、感染リスクの低い活動から徐々に実施する。
- ④ 移行期間中は、児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合の出席停止の措置を継続する。
- ⑤ 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来は控える。ただし、全国大会や進路に係る活動など、やむを得ない事情により往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底する。

(2) 移行期間後〈レベル1〉 **令和3年10月4日（月）以降の対応**について

- ① 感染リスクの高い学習活動（部活動において実施する場合を含む。）については、可能な限り感染症対策を行ったうえで、実施を可能とする。
- ② 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、可能な限り感染症対策を行ったうえで実施を可能とする。ただし、実施に当たっては③に留意する。

- ③ 感染拡大地域（緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域）はもとより、都道府県をまたぐ不要不急の往来を控える。ただし、学校行事等については（ア）（イ）のとおりとする。
- （ア）全国大会や進路に係る活動などやむを得ない事情による場合は、感染拡大地域を含め、都道府県をまたぐ往来を可能とするが、往来後2週間の健康観察を徹底する。
- （イ）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征、練習試合、合同練習会等は、感染拡大地域を除く県内での実施とする。
- ④ 生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。

※今後、新型コロナウイルスに関する国内や県内の状況が変化した場合、上記対応等を変更することがあります。その際には、ホームルームにおける生徒への連絡の他、保護者の皆様には39メールや本校ホームページなどでも連絡いたします。